

西高福発第 000134 号
令和 3 年 8 月 3 日
(2021年)

各 { 高 齢 者 あ ん し ん 窓 口
居 宅 介 護 支 援 事 業 所
介 護 保 険 施 設 } 等 の 長 様

西宮市役所 高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い等に
係る意向確認について（通知）

平素より本市介護保険行政にご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして対象となる被保険者、及びそのご家族等が当該取扱いを希望される場合は、「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」を介護保険（要介護・要支援）認定申請書類と併せてご提出くださいますよう、改めてお願いいたします。

なお、今後、代行申請された介護保険（要介護・要支援）認定更新申請書類に「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」の添付が無い場合は、当該取扱いの希望がないものとして手続きを行いますのでご留意ください。

以 上

（問い合わせ先）西宮市健康福祉局福祉部 高齢福祉課

電話 0798 (35) 3133・3348